

1 議事日程(第1号)

(令和4年第7回久山町議会11月臨時会)

令和4年11月29日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第50号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について (4久山町条例第16号) (町長提出)

日程第4 議案第51号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について (4久山町条例第17号) (町長提出)

日程第5 議案第52号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(4久山町条例第18号) (町長提出)

日程第6 議案第53号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第5号) (町長提出)

日程第7 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(町長提出)

日程第8 議案第50号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について (4久山町条例第16号)

日程第9 議案第51号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について (4久山町条例第17号)

日程第10 議案第52号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(4久山町条例第18号)

日程第11 議案第53号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

4番	本田光	5番	末松裕
----	-----	----	-----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	西村 勝	副町長	佐伯 久雄
教育長	安部 正俊	経営デザイン課長	中原 三千代
会計管理者	佐々木 信一	上下水道課長	久芳 義則
福祉課長	稲永 みき	都市整備課長	大嶋 昌広
税務課長	川上 克彦	総務課長	久芳 浩二
町民生活課長	井上 英貴	産業振興課長	横山 正利
教育課長	江上 智恵	健康課長	亀井 玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小森 政彦	議会事務局書記	城戸 貞人
--------	-------	---------	-------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、令和4年第7回久山町議会11月臨時会を開会します。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、11月臨時会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

皆さまおはようございます。本日ここに、久山町議会11月臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、11月に入り、新型コロナウイルス感染者数が徐々に増加し、第8波の本格的な到来が心配されておりますが、一方で、イベント等は、以前のような中止前提ではなく実施を前提に感染予防に配慮する形での開催が定着しつつあります。福岡県全域を対象とするイベントも再開され、先日3年ぶりに市町村対抗福岡駅伝が筑後市で開催され、本町からも15名の選手団が参加しました。選手の皆さんが、町の代表として一生懸命に走り、一丸となってタスキをつなぐ姿は私たちに感動を与えてくれました。改めて、人々の心を引きつけるスポーツの力の素晴らしさを感じる機会となりました。本町においては、スポーツ振興の中心的な団体である久山町スポーツクラブが、今年度で50年を迎え、12月4日に記念式典が開催されます。この大きな節目を迎えウィズコロナ時代の今だからこそ、住民の皆さまの体の健康はもとより人と人がつながる地域コミュニティの再生や交流人口の拡大など、スポーツは、「社会の健康」を向上させる大切な要素があり、久山町スポーツクラブがこれから果たしていく役割はさらに大きくなると捉えております。そのため今後も行政とスポーツクラブは連携強化を図り、地域の活性化・魅力創出に共に努めてまいる所存です。議会の皆さまにも引き続きご支援・ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて今回、11月臨時会に提案いたしますのは、今年8月8日付けの人事院勧告により改正された法律の施行に伴い必要となりました、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてなど条例改正議案3件、および令和4年度一般会計補正予算（第5号）など、補正予算2議案の計5議案でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番本田光議員および5番末松裕議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第50号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第50号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第50号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和4年8月8日付けの人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第82号）が施行されたことに伴い、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年久山町条例第7号）の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

条例の主な改正点ですが、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当について、支給率を年間0.05月分引き上げるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第51号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第51号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第51号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和4年8月8日付けの人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第82号）が施行されたことに伴い、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和44年久山町条例第24号）の一部を改正する必要が生じたため、提案するものです。

条例の主な改正点ですが、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当について、支給率を年間0.05月分引き上げるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第52号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第52号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和4年8月8日付けの人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第81号）が施行されたことに伴い、久山町職員の給与に関する条例（昭和48年久山町条例第16号）の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

条例の主な改正点ですが、民間給与との格差を埋めるため、初任給および若年層の俸給

月額を引き上げるとともに、賞与の民間支給状況を踏まえ、勤勉手当について0.10月分引き上げるものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第53号 令和4年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第53号令和4年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第53号令和4年度久山町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町一般会計について、478万9,000円の増額補正をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額62億9,036万1,000円に、歳入歳出それぞれ478万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,515万円とするものです。

今回の増額の理由は、人事院勧告に伴う条例改正によるものであり、歳出は、一般職員および会計年度任用職員に係る人件費の増額で、財源となります歳入は、繰越金です。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額1億7,523万9,000円に、歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,534万1,000円とするものでござ

います。

補正の内容は、人事院勧告に伴います条例の改正による人件費の増額で、財源となります歳入は、繰入金です。

詳細につきましては、議案説明会におきまして担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開時間は改めてお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時38分

再開 午前10時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第50号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第50号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第50号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第51号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第51号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第51号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第52号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第52号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第52号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第53号 令和4年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第53号令和4年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第53号令和4年度久山町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第7回久山町議会11月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時19分